

# 資料 1

## 平成 28 年 12 月市議会定例会提出案件

提出案件 25 件	議案 25 件	予算案件 10 件
		条例案件 12 件
		単行案件 3 件

### I 予算案件

- 1 平成 28 年度会津若松市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 平成 28 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 28 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 4 平成 28 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成 28 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 平成 28 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 平成 28 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 平成 28 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 平成 28 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 平成 28 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

### II 条例案件

- 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
- 3 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市母子生活支援施設条例を廃止する条例
- 9 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 10 会津若松市景観条例
- 11 会津若松市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市水道事業給水条例の一部を改正する条例

### Ⅲ 単行案件

- 1 会津若松市城南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 2 会津若松市湊しらとり保育園の指定管理者の指定について
- 3 財産の取得について

## II 条例案件

### 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

- ① 日本と台湾で国内法上の課税の取扱が異なる、台湾に所在する組織体を通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る所得に対し、申告分離により課税する個人市民税所得割の税率を3%とすることとした。
- ② その他必要な条文の整理を行うこととした。

#### (2) 施行期日等

- ① 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

### 2 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

この案件は、地域再生法に基づく地方活力向上地域に係る固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

#### (1) 制定内容

地域再生法に基づき認定を受けた事業者が、平成30年3月31日までの間に、東京都23区から本市に本社機能等に移転し、又は本市における既存の本社機能等を拡充した場合、当該移転又は拡充に伴い整備した施設に課する固定資産税について、3年間の不均一課税を行うこととした。

#### (2) 施行期日等

公布の日から施行し、県の地域再生計画が公示された日から適用することとした。

### 3 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、職員の介護休暇等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

- ① 介護休暇について、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲で分割して取得できることとした。
- ② 職員が介護をするため、介護を必要とする一つの継続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる介護時間を新たに設けることとした。

#### (2) 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

### 4 会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、報酬の額を月額で定めている非常勤の職員に対し通勤手当に相当する額を支給するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

報酬の額を月額で定められた非常勤職員に対して、勤務1日につき920円を超えない範囲内で、通勤手当に相当する額を支給できることとした。

#### (2) 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

5 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 勤続期間6月以上で退職した職員のうち一定の要件を満たす者が、退職の日以後失業している場合に、当該退職した職員に支給する退職手当に関する規定について、法改正に伴う条文の整理を行うこととした。
- ② ①の退職手当の支給要件等に関する規定について、法改正に伴う条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成29年1月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

6 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 利用定員18人以下の通所介護について、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付け、人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- ② 認知症対応型通所介護について、利用者、専門家等で構成する運営推進会議を設置することとした。
- ③ その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

- 公布の日から施行することとした。

7 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 介護予防認知症対応型通所介護について、利用者、専門家等で構成する運営推進会議を設置することとした。
- ② その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

8 会津若松市母子生活支援施設条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市母子生活支援施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止する条例

会津若松市母子生活支援施設条例

(2) 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

## 9 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

日本と台湾で国内法上の課税の取扱が異なる、台湾に所在する組織体を通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る所得について、国民健康保険税の所得割の課税の対象とし、及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとした。

### (2) 施行期日等

- ① 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 10 会津若松市景観条例

この案件は、景観法に基づき景観形成に関し必要な事項を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

会津若松市景観条例の全部を次のとおり改正することとした。

- ① 景観法に基づく景観計画を定める。
- ② 景観法に基づき届出を要する行為の範囲について定める。
- ③ 景観計画に定める基準に適合しない行為に関する助言、指導、勧告等を行う際の手続について定める。
- ④ 景観協定、歴史的景観及び自然景観に関する手続、景観審議会等について定める。

### (2) 施行期日等

- ① 平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

11 会津若松市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

勤勉手当について、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務状況に応じて支給することとした。

(2) 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

12 会津若松市水道事業給水条例の一部を改正する条例

この案件は、水道料金を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市水道の料金について、平均21.66%引き上げることとした。

(2) 施行期日等

① 平成29年6月1日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。



### Ⅲ 単行案件

#### 1 会津若松市城南コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市城南コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
会津若松市城南コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体  
会津若松市東年貢一丁目11番2号  
門田地区城南コミュニティづくり協議会
- (3) 指定する期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 2 会津若松市湊しらとり保育園の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市湊しらとり保育園の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
会津若松市湊しらとり保育園
- (2) 指定管理者に指定する団体  
会津若松市追手町5番32号  
社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間  
平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

### 3 財産の取得について

この案件は、ICTオフィス環境整備事業用地として、土地を取得しようとするものです。

(1) 取得物件

- ① 所在 会津若松市東栄町 118 番
- ② 地目 宅地

(2) 取得面積

9,496.97 平方メートル

(3) 取得金額

415,967,286 円

(4) 取得の相手方

東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 1 号  
日本たばこ産業株式会社